

Ⅵ 消費生活トラブル注意報!!(令和7年度)

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い

事例について紹介しています。

第 71 号 (2025 年 4 月)	●パソコンに偽のウイルス感染警告を表示させるサポート詐欺に注意	P53
第 72 号 (2025 年 6 月)	●鍵をなくしても慌てて連絡しないで！ 開錠サービスの要請は慎重に！	P54
第 73 号 (2025 年 8 月)	●SNS広告「〇日間トライアル」に登録する前に確認を！ 海外事業者とのサブスク契約かも？	P55
第 74 号 (2025 年 10 月)	●ESTA等の申請代行サイト、公式"風"に騙されないで！ 損する前にチェック！	P56
第 75 号 (2025 年 12 月)	●モバイルバッテリーが膨張？事故を防ぐための注意点と対処法	P57
第 76 号 (2026 年 2 月)	●「無料体験！」の脱毛エステの勧誘にご注意！ 契約内容をしっかり確認し、慎重に考えましょう！	P58

パソコンに偽のウイルス感染警告を表示させる サポート詐欺に注意



このパソコンはウイルスに
感染しています。
今すぐ電話してください。
TEL 123-456-789



相談事例

自宅のパソコンでネット検索をしていると、「トロイの木馬に感染した」という表示が出た。慌てて画面に表示された電話番号に電話をかけて、相手の指示に従った。パソコンを遠隔操作されて、名前や年齢などの個人情報を教えてしまった。

(10代 男性)

サポート詐欺の手口

1. ネットに罠をしかけて、パソコンに偽のセキュリティ警告を表示させます。
2. 偽のセキュリティ警告画面や警告音で恐怖をあおり、電話をかけさせようとします。
3. 電話をかけると、オペレーターにつながります。オペレーターはマイクロソフトのサポートエンジニアだと名乗り、遠隔操作ソフト等のインストールをさせます。
(遠隔操作が可能になり、表示画面の情報が相手に伝わってしまうため、悪用される危険性があります。)
4. パソコンに問題があるというウソの説明をし、有償サポートの必要性を勧めて、金銭を要求してきます。



アドバイス

- ☞「今すぐ〇〇に電話してください」は偽物です。
偽のセキュリティ警告画面に表示された電話番号には、絶対に電話をしないでください。
- ☞パソコンはウイルス感染していません。
偽のセキュリティ警告画面を閉じましょう。
できない場合は、パソコンを再起動すると画面を閉じることができます。
- ☞不安に思った場合は、すぐに最寄りの消費生活センターや警察へ相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

☞ 消費者ホットライン (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第71号 2025年4月

事例提供: 北九州市立消費生活センター 発行: 福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

鍵をなくしても慌てて連絡しないで！ 開錠サービスの要請は慎重に！



相談事例

夜中に帰宅した際に鍵をなくしたことに気付いた。ネットで検索し、「5千円～」と書かれていた業者に連絡して来てもらった。作業が終わると、「鍵の種類によって金額が変わる」と言われ、5万円を請求された。一度支払ってしまったが、高額だと思うので、返金してほしい。

アドバイス

- ㊦ 開錠にかかる作業は様々で、時間帯や現場の状況次第では必ずしもインターネット広告に記載された料金で依頼できるとは限りません。ネット上の広告をうのみにしないようにしましょう。
- ㊦ 広告では数千円からと書かれていたのに作業後の請求は数十万円と高額になっていたなど、料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- ㊦ 見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合、広告などの表示額と実際の金額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフなどが適用できる可能性があります。事業者とトラブルになった場合は、受け取った書面や契約の経緯などを整理して、最寄りの消費生活センターなどにご相談ください。
- ㊦ 緊急時に備えて、信頼のおける事業者の情報を調べておくとうれしいです。また、賃貸住宅の場合は、大家や管理会社に、鍵の紛失時にどのような対応をしているか、予め確認をしておきましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）

福岡市 092-781-0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）

北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

＊消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第72号 2025年6月

事例提供：福岡市消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

SNS広告「〇日間トライアル」に登録する前に確認を！ 海外事業者とのサブスク契約かも？



相談事例

SNS広告を見て、「200円で3日間トライアル」の占いサイトに登録した。サイトの支払いはクレジットカード払いになっている。登録した後に、1か月6000円のサブスク契約になっていることに気づいた。サイト内をよく見ると、英語表記部分があり海外のサイトのようなのだ。サイト内で解約手続きをしたが、今後高額請求されないか心配だ。

アドバイス

- ☞ SNS広告に「〇日間トライアル」と表示されていても、登録する前に、トライアルの条件や、サブスクに関する記載をしっかりと確認しましょう。一定期間内に解約しなければ、自動的にサブスク契約に移行し、利用していかなくても支払いが続く場合があります。
継続するつもりがなければ、利用規約に記載されている解約条件・方法に従って、解約しましょう。
- ☞ 日本語表示のサイトでも、運営は海外事業者の場合があり、利用規約等の記載が英語表記となっていることがあります。
海外事業者とのトラブルは、国民生活センターの越境消費者センター(CCJ)に相談しましょう。メールでの相談窓口です。
- ☞ クレジットカード等の利用明細は毎月確認しましょう。
身に覚えのない請求がある場合は、クレジットカード会社に相談しましょう。
- ☞ 困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。



18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)
福岡市 092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

☎ 消費者ホットライン (局番なし) 188 (いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第73号 2025年8月

事例提供: 福岡県消費生活センター 発行: 福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

ESTA等の申請代行サイト、公式”風”に騙されないで！ 損する前にチェック！



相談事例1

アメリカに留学するためESTA(電子渡航証)を申請した。
公式サイトでは21ドルのはずが、クレジットカードで164ドル決済された。
申請代行サイトとは気づかなかったし、手数料が高すぎるのでキャンセルしたい。



相談事例2

韓国旅行のためK-ETA(電子渡航証)を申請した。
公式サイトでは1万ウォン(7~8ドル)のはずが、20倍以上の229ドルが
クレジットカードで決済された。申請代行サイトだと気づき、すぐにキャン
セルを申し出たが50%返金と回答され納得できない。

※ K-ETAは、2025年12月31日までの間、日本を含む22の国と地域に
対して一時的に免除されています。

意図せず申請代行サイトを利用し、正規の申請費用のほかに、
高額の代行手数料が請求されたとの相談が寄せられています。



アドバイス

- ☞ 公式サイトからの申請を希望して、インターネット検索する際は、
表示されたサイトが公式サイトかどうか確認しましょう。
- ☞ 申請代行サイトと契約した場合は、公式サイト等で申請状況を
確認しましょう。
- ☞ 困った時や不安な時は、消費生活センターへ相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

☎ 消費者ホットライン (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第74号 2025年10月

事例提供: 北九州市立消費生活センター 発行: 福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

モバイルバッテリーが膨張？ 事故を防ぐための注意点と対処法



相談事例

インターネット通販サイトでモバイルバッテリーを購入した。商品にはPSEマークがなく、届いた翌日に膨張していた。返品したいが、事業者の連絡先が分からない。

アドバイス

- ㊦ モバイルバッテリーは、技術基準等を満たし、PSEマーク及び届出事業者の名称等が表示された製品でなければ国内で販売禁止となっています。
PSEマークが表示されていない製品は絶対に購入しないでください。
- ㊦ 製品本体に強い衝撃や圧力を加えない、高温の環境に放置しないなど、特に「衝撃」「圧力」「熱」には注意しましょう。
- ㊦ 充電中は周囲に可燃物を置かないようにしましょう。
- ㊦ 膨張、発熱、異臭などに気づいた場合は、直ちに使用を中止しましょう。
内蔵電池が変形・破損したまま使い続けると、破裂、発煙、発火の原因になります。
- ㊦ 万が一、発煙や発火などの事故に至った場合、消火器や大量の水をかける、水をためたバケツに投入する、などが事故の拡大を防ぐのに有効です。これらの対応が困難と判断した場合は、製品近くの可燃物を遠ざけ、119番通報してください。
- ㊦ 手元の製品がリコール対象製品でないか、消費者庁のリコール情報サイトで確認しましょう。対象製品の場合は、直ちに使用を中止し、製造メーカー、輸入業者や販売店に連絡してください。

消費者庁リコール情報サイト <https://www.recall.caa.go.jp/>

イラスト出典：消費者庁ウェブサイト「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう」

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く）

北九州市 093-861-0999（土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第75号 2025年12月

事例提供：福岡市消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「無料体験！」の脱毛エステの勧誘にご注意！ 契約内容をしっかり確認し、慎重に考えましょう！



相談事例1

3日前、脱毛エステのアルバイト募集広告を見て、無料体験の施術を受けた。施術後、しつこく勧誘され、30回の分割払いで20万円の契約をしてしまった。高額なので解約したい。

相談事例2

2年半前、無料体験の広告を見て脱毛エステ店に出かけ、無料体験の施術を受けた。施術後、しつこく勧誘され、36回の分割払いで30万円の契約をしてしまった。その後、2回の施術しか受けていなかったため解約を申し出たが、2年間の契約期間を過ぎていたため、解約できなかった。返金してほしい。

アドバイス



- ☞ 不安に思う場合は、その場で契約しないで、きっぱりと断りましょう。
「無料体験」の誘いや広告をきっかけに、店舗へ行くと、「今だけお得」などと強引に契約を迫られることがあります。
- ☞ 脱毛エステは高額な契約になりやすいです。契約する時は、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。
分割払いの場合、エステの施術期間が終わった後も、支払いが続く場合があります。
- ☞ 脱毛エステの長期間の施術は、多くの場合、「有償の施術期間・回数」と「無償の施術期間・回数」にわかれています。特定商取引法に基づく中途解約精算ルールでは、「有償の施術期間・回数」のみが対象となるので、どのタイミングで中途解約ができなくなるのか、契約書面で確認しましょう。
- ☞ 特定商取引法の規定に該当する場合は、書面またはメール等によりクーリング・オフができる場合があります。
- ☞ 不安に思ったら、すぐに、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

◆ 18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）

福岡市 092-781-0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）

北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

☎ 消費者ホットライン（局番なし）188（いやや!）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第76号 2026年2月

事例提供：福岡県消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」